

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却系ポンプ用温度記録計（TR-54-1）の点検時、打点伝導ユニット部のモータより異音が認められたため、当該部を修理	D	
2	2号機	ほう酸水注入系小口径配管の取替作業時、隔離前に一部の配管撤去作業に着手したことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	主タービン潤滑油供給ブースターポンプ分解点検時、軸受部の回転体スラスト移動量に管理値外れが認められたため、当該部を修理	C	
4	2号機	主蒸気隔離弁漏えい試験装置の計装用空気元弁において、弁内部での閉塞が認められたため、当該弁を分解点検	D	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機（3A）軽油供給積算計において、動作不良（カウント誤差）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
6	3号機	循環水ポンプ（A）において、グランド部の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
7	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口サンプル恒温装置の点検時、温度制御不能が認められたため、当該計器を修理	D	
8	6号機	複合建屋非常用スイッチギヤ-室空調冷却装置の点検時、冷凍機油圧スイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
9	6号機	プラントデータ（BOP）タイパ定時打出し時、印字不良（ズレ）が認められたため、当該タイプを点検・修理	対象外	
10	集中環境施設	機器ドレン処理設備サンプルポンプ廻り弁（計5台）において、グランド部に微少な析出物の付着が認められたため、当該弁を点検・清掃	D	
11	その他	水処理設備排水処理装置逆洗ポンプ（A）において、グランド水受けのドレンラインに詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで